

京丹後市 介護保険住宅改修説明 資料 1

平成 30 年 8 月 31 日作成

介護保険住宅改修の適正な利用のために

1. 介護保険制度における住宅改修費給付の基本的な考え方

在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際に必要な段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。

一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

(平成 10 年 8 月 24 日開催「第 14 回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会」から抜粋)

以上のことから高齢者の自立支援のために効果が期待できるものについてのみ対象となり、また、金額についても必要最低限の改修に通常要する経費を勘案し、住宅改修費の支給基準限度額は 20 万円、保険給付の額は最大 18 万円(負担割合 1 割の方の場合)に設定されています。

2. 住宅改修の適正な利用のために配慮すべきポイント

(1) 改修の必要性

介護保険の住宅改修は、介護保険制度を利用することを踏まえ、個人の資産形成に寄与するような改修工事とならないよう、ケアマネジャーおよび事業者等が、それぞれ専門的な観点から、必要最低限の住宅改修となるように改修内容を検討してください。

(2) 被保険者との確認

事前申請の改修内容は、事後に変更できないことから、被保険者へ改修内容を十分に伝え、過不足が無いか確認をおこなってください。

(3) 適正価格等

支給対象の限度額は一律 20 万円であるため、利用者の身体状況等の変化を考慮し、一度に使いすぎることがないように被保険者等と検討してください。

また、被保険者等が複数業者から見積書の取得を希望され、見積書作成段階で断られても、引き続き被保険者等の支援をお願いします。(国は複数業者から見積もりを取得することを推奨しています。)

3. 住宅改修に向けた考察(着眼点)

(1) 被保険者の生活動線(一部、家事動線含む)の把握・確認

現在の生活動線(動作)を把握し、身体機能の維持等が図れるよう考慮してください。

※ 生活動線および家事動線とは(簡易説明)

生活動線は、寝起き、身支度、食事、トイレ、入浴、外出、といった生活を表す動線のことをいいます。

家事動線とは、調理、掃除、洗濯、といった家事等を行う動線のことをいいます。

尚、内職・家業の手伝い等、労務等に携わるものは、生活動線には含みません。

京丹後市 介護保険住宅改修説明 資料 1

(2) 被保険者の希望確認

『足が上がらず昇降しづらいので手摺が欲しい』といった希望を確認してください。

(3) 宅内の配置換え

居室や被保険者の物品を身体に負担のかからない場所へ変更できないか家族と相談して下さい。

例としては、居室や物品保管場所を 2 階から 1 階へ変更する等、家族の協力で実現可能なことは検討してください。

(4) 改修内容と費用の確認及び住み方の工夫

(3)によっても改修が必要なもの、福祉用具で対応可能なものを検討してください。解消方法が複数ある場合は、負担の少ない合理的な方法を検討ください。

4. 理由書

(1) 位置づけ

理由書は、在宅サービスにおけるケアプランに相当します。この理由書によって、どのような住宅改修を行うかを確認します。

また、介護保険における住宅改修は、公的な支援であるため、その支援を受けるにあたっては本人や介助者等の希望の他に、その必要性について客観的な判断が必要となります。

そのため、申請書類の中でも客観的かつ専門的な視点を持つ資料として特に重要な書類となっています。

(2) 理由書の作成者

理由書作成者は、担当の介護支援専門員(通称:ケアマネジャー)とされています。

介護(予防)サービスを利用しておらず、担当のケアマネジャーがいない方は、介護支援専門員や地域包括支援センター、福祉住環境コーディネーター2級以上の方、理学療法士、作業療法士であれば理由書を作成することができますので、依頼してください。

(事前に地域包括支援センターにケアマネジャーの確認をしてください。)

(3) 理由書の見方

理由書は、アセスメント(困難な状況、解決すべき課題を明らかにして評価したもの)部分と計画部分に大きく分けられます。以下のポイントに留意し、記入してください。

- ① 身体状況、家屋の問題点は明確か
- ② 身体状況と比較して、改修の内容は適切か
- ③ 改修により問題は解決または軽減されるのか
- ④ 引き続き在宅で日常生活を営むにあたって必要なものか
- ⑤ 本人または介助者の意志を確認しているか
- ⑥ 介護保険制度に合致しているか

介護保険住宅改修の算定に係る留意事項について 資料 2

1. 設計費用

住宅改修の前提として行われた設計費用は、実際に住宅改修が行われた場合には、住宅改修の費用として取り扱います。

この時、見積書においては、『設計費』との名目でご記入ください。

尚、介護保険住宅改修の対象とならなかった場合については、支給対象外となりますのでご注意ください。(入院中に改修したが、そのまま被保険者が自宅に戻ることなく施設へ入所又は死亡された場合など)

2. 新築・増築・改築の場合

新築・増築については、個人資産の形成という観点から介護保険の住宅改修とは認められませんので、支給対象とはなりません。また、物置等をリフォームして被保険者の居室にしようとする場合も、同様の理由により支給対象とはなりません。

ただし、既存廊下の拡張に伴い手摺を取り付ける場合や2階の居室を1階の部屋へ変更し、壁や柱に手摺を取り付ける改修等は、手摺の取付けに係る費用のみ住宅改修の支給対象となります。

この場合、見積書においては、明確に費用を分けて算出してください。

3. 介護保険住宅改修の支給対象外の工事を同時に行う場合

住宅改修費の支給対象となる改修と支給対象外である工事を同時に行う場合は、対象部分の抽出、費用の分離等により、明確に分けて記載ください。

記載がない場合は、市において費用按分する旨をケアマネジャー及び被保険者にお伝えください。

4. 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修について

一つの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用については、それぞれの被保険者ごとに管理されます。

また、一つの改修に対して複数の被保険者で申請することはできません。

加えて、一つの改修にならない場合でも各被保険者に有意な範囲が重複するような改修については認められませんので、あらかじめ各被保険者ごとに有意な場所を特定し、それぞれの別の有意な範囲を特定してください。

5. 家族が住宅改修を行う場合

家族等が被保険者の居住する住宅を改修する場合は、介護保険住宅改修の支給対象工事となるものの材料費のみが対象となります。材料費の算出は、事前に購入予定の店舗へ赴き、購入予定の材料代をメモし、費用の見積書を作成してください。(家族が大工の場合も同様)

また、材料費の領収証は、材料を販売した者が発行したものを添付してください。

(領収証代わりにレシートを添付することはできません。)

介護保険住宅改修費の見積書について 資料 3

介護保険住宅改修にかかる見積書について、国の通達等及びその記載内容は次のとおりです。

『「住宅改修に要する費用の見積もり」は、住宅改修費の支給対象となる費用の見積もりであつて、その内訳がわかるよう、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとす。

また、必要に応じて、この見積もりが適切に算出されたものであることがわかるよう、その算出方法を明示させることとする。』

(居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について「平成 12 年 3 月 8 日老企第 42 号」より一部抜粋)

このことを踏まえ、本市においては、被保険者が見積書の内容を理解しやすいように、施工場所または費用項目ごとに材料費、施工費および諸経費等を明記・説明するようにしてください。

また、各費用に対する本市の考え方および見積書記載例は次のとおりです。

1. 見積書および内訳書の重要性について

介護保険制度を利用した住宅改修に係る経費の給付を受けるには、その経費が介護保険制度の支給対象要件に合致しているかを確認しなければなりません。そのため、事前申請時に添付する工事内訳書(見積書)は次の点に注意し、しっかりと説明できるものを添付する必要があります。

(1) 工事の区分

基本的には、給付対象工事別に区分しなければなりません。区分は工事内容または工事場所別におこないます。

(2) 給付対象外工事の扱い

給付対象外工事がある場合は、対象工事の区分と分けて記載して下さい。

給付対象工事の見積書と給付対象外工事の見積書の 2 つにわけて作成いただくと誰の目から見ても明確に区分されているとわかりやすいです。

(3) 「工材一式」の問題点

工材とは、「材料と工賃を合わせていくら」という場合の積算方法です。「手すり工事一式〇万円」や「床材変更フローリング化工事 8 畳〇万円」というような書き方では、見積内容が適正かどうか審査することができません。

材料費は、「材料:〇〇が 1 つあたり〇円で〇個必要になり合計が〇円」と記載する必要があります。

また、施工費は、「工賃単価〇円の大工が〇人で作業日数は〇日かかり合計が〇円」と記載してください。

(4) 工事の規模の明記

手摺の長さや本数、床材を張り替える際の面積等、工事規模を見積書又は平面図に注記してください。記載の無いものは不可とします。

介護保険住宅改修費の見積書について 資料 3

2. 各費用項目

(1) 材料費(材料それぞれの記載)

手摺の取付工事を例題とすれば、『①手摺棒』、『②ブラケット』、『③補強材(下地の板)』等の品目が考えられますので、それぞれの品目ごとに計上して下さい。

しかしながら、手摺棒にブラケットが付属しているものもあることから、そのような場合は、見積書に記載いただく際に項目(品目等)に『手摺棒(ブラケット付) 1m φ35mm』等と記載してください。

※ 品目毎に計上せずに材料を一式として算出した場合は、再提出いただくこととなりますのでご注意ください。

※ ユニットバスのように複数の材料が1つの商品となっている場合は、本体材料や付属品等が確認できるものを保管しておいてください。(必要に応じ提出を求めます。)

◆ 本市において、やむを得ない理由等により、数量等を『一式』と表記せざるを得ない経費がある場合は、事前に長寿福祉課まで相談をお願いします。

(2) 施工費

本市において、『施工費』とは、施工に係る『人件費(工賃)』、『大工の技術料』等の材料費および諸経費以外のものを合わせたものとして捉えます。

また、各施工業者によって『施工費』と記載せずに『大工手間』等で記載していることを考慮し、重複の疑いが無い場合は『施工費』と読み替えることとします。

(3) 諸経費

本市において諸経費の対象となるものは、『設計料』、『消耗品雑費(釘・ビス等)』及び『養生費(養生箇所の施工方法を明記)』とし、市では例年 5,000 円程度を上限としています。

(5千円を超える場合は、諸経費の内訳がわかる積算資料の添付を必須とします。)

また、被保険者宅への移動費(ガソリン代)等を諸経費として計上されるケースもありますが、これらの費用は住宅改修の施工に係る費用ではないため、対象外経費として扱われることに注意してください。

(申請書作成料・写真代・大工の損害保険料等も対象外経費となります。)

(4) 消費税および1円未満の取扱い

1円未満は切り捨ててください。(「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」)

(5) その他

改修全体の見積書に支給対象外となる工事を含む改修については、対象部分と対象外部分が明確に分かれるように見積書を作成してください。

特に、注意するものとして、ユニットバスを導入しておこなう床材の変更等は、対象経費の按分(床部分のみの積算)ができるものだけに限り、認めています。

ユニットバスの床部分の費用按分については、施工業者が責任を持って対象費用を算定し、按分に関する十分な説明を記述した書類を添えて提出いただくようお願いします。

このとき、ユニットバス全体の費用と対象部分の費用を記載した資料を用意してください。ユニットバスの按分に係る積算資料の提出が無い改修は支給対象として認められません。

介護保険住宅改修費の見積書について 資料 3

3. 見積書記載例(介護保険対象の改修費のみの見積書)

改修の種類※1	写真番号	改修場所	改修部分	名称※2	商品名・規格・寸法	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
①	No.1	浴室	壁	手摺棒	L型 120mm	1	本	7,980	7,980	
				エンドブラケット		2	個	480	960	
①	No.3	居室	壁	手摺棒	I型 60mm	3	本	2,400	7,200	
	No.4			エンドブラケット		6	個	216	1,296	
③	No.2		床	既存床(畳等)撤去処分費		8	畳	500	4,000	
				下地材	杉 60*60*4.00	2	枚	1,500	3,000	
				下地材	杉 12*90*1.80	1	枚	1,000	1,000	
				構造用合板	(商品名:~)	3	枚	240	720	
				ノンスリップ加工床 (フローリング)		2	m ²	3,456	6,912	パンフレット添付有
⑤	No.5	トイレ	便器	洋式便器	(商品名:~)	1	据	60,240	60,240	パンフレット添付有
				撤去費(和式便器・敷居)		1	式	10,000	10,000	
				施工費		1	式	70,000	70,000	
				諸経費(設計料・消耗品費)		1	式	4,800	4,800	
				小計					178,108	
				消費税		8	%		14,248	
合計							192,356 円	<u>1円未満 切捨</u>		

(※1) 住宅改修の種類: ①手摺の取付け、②段差の解消、③床材の変更、④扉の取替え、⑤和式便器から洋式便器への取替え
⑥その他住宅改修に付帯して必要となる改修(手すりの取付けのための壁の下地補強など)

(※2) 名称: 材料費、施工費、諸経費を分けて記載すること

介護保険住宅改修費の見積書について 資料 3

4. 見積に関する補足事項

(1) 標準的な見積様式について（前ページの見積書記載例）

一般社団法人シルバーサービス振興会が厚生労働省の老人保健事業推進等補助金（老人保健健康推進等事業分）事業の一環として作成されたものを基に作成しています。

この様式と同様の内容が記載されているものであれば、任意の様式で提出いただいても構いません。

(2) 算出根拠等

ユニットバス等、材料費を分けて記載することが困難なものは、『算出根拠』として販売業者が提供する各部材が確認できる仕様書・説明書・パンフレット等を添付してください。

※面積按分等の確認にも使います。

(3) 対象外工事を含む場合

対象外工事を含む場合、施工費や諸経費等をそれぞれ介護保険対象分と対象外分へ分けていただくようお願いします。

分けていない場合は、再提出を求めますが、急を要する場合に限り、長寿福祉課にて対象費用と対象外費用に按分することもあります。

(4) 消費税の記載について

見積書においては、消費税の取扱い表記（税抜・税込）や最終合計の 1 円未満の端数（切捨てとすること）について、確認してください。

(5) 値引きについて

見積書において値引きをする場合は、必ずその旨が分かるように記載してください。

介護保険住宅改修費の見積書について 資料 3

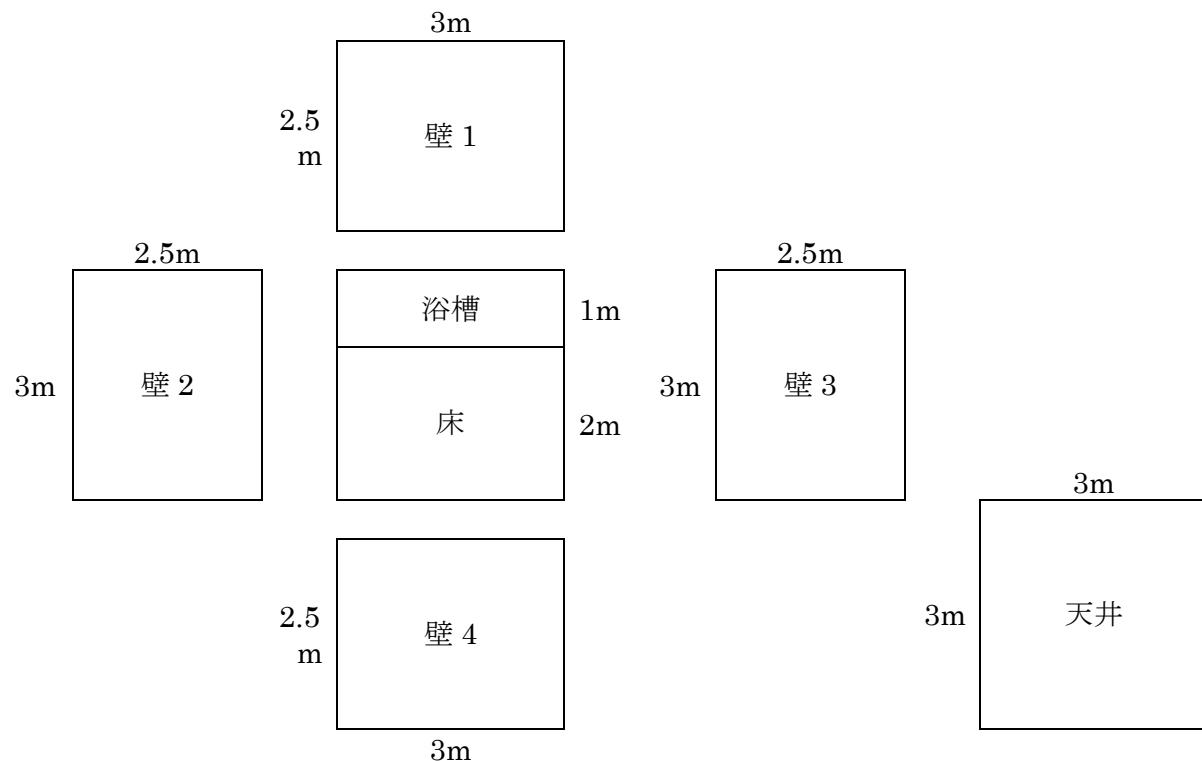
面積按分を必要とする見積書の例（簡易版）

工事箇所	費用区分	内容(仕様)	数量	単価(円)	金額(円)	算出根拠・備考
《介護保険支給対象》						
浴室	解体費	既存浴室解体撤去処分(洗い場)	6	m ²	15,740 円	面積按分 12.5%
	材料費	ユニットバス洗い場	6	m ²	165,000 円	面積按分 12.5%
	施工費	ユニットバス洗い場	6	m ²	12,500 円	面積按分 12.5%
	消費税		8	%	15,459 円	1 円未満切捨て
合計金額					208,699 円	
《介護保険支給対象外》						
浴室	解体費	既存浴室解体撤去処分(洗い場以外)	42	m ²	110,180 円	面積按分 87.5%
	材料費	ユニットバス洗い場以外	42	m ²	1,155,000 円	面積按分 87.5%
	施工費	ユニットバス洗い場以外	42	m ²	87,500 円	面積按分 87.5%
	消費税		8	%	108,214 円	
合計金額					1,460,894 円	

※面積按分については、添付資料にてご確認ください。

※この様式は、標準的な見積書の様式ではありません。面積按分の例示として掲載しています。

介護保険住宅改修費の見積書について 資料 3



床:6 m²、浴槽:3 m²、壁:7.5 m²×4、天井:9 m²

合計:48 m²

介護保険対象面積:6 m²(12.5%)

	全体	洗い場(保険対象)	洗い場以外	その他
面積	48.00 m ²	6.00 m ²	42.00 m ²	上記の面積資料については、ユニットバス販売メーカーの仕様書(説明書)を添付しますのでご確認ください。 また、材料費についても同様にご確認ください。 消費税については、見積書にてご確認ください。
比率(%)	100%	12.5%	87.5%	
撤去費	125,920 円	15,740 円	110,180 円	
材料費	1,320,000 円	165,000 円	1,155,000 円	
施工費	100,000 円	12,500 円	87,500 円	
合計	1,545,920 円	193,240 円	1,352,680 円	

介護保険住宅改修費の見積書について 資料 3

5. 見積書にかかる補足事項

(1) 介護保険対象費用と対象外費用を分けずに記載した場合

仮に、介護保険対象の施工費および諸経費と対象外の施工費および諸経費を分けずに記載した場合は、見積書の再提出を依頼します。

また、緊急を要する場合には、長寿福祉課において按分算出することもあります。

この場合、対象費用と支給予定額は、事前承認通知書で確認するようケアマネジャー及び被保険者にお伝えください。

(2) 介護保険対象工事と対象外工事を明確に分けて施工する場合

被保険者に対象工事と対象外工事の 2 つの見積書を提出し、介護保険の申請は対象分のみで見積書でおこなうことを説明してください。(領収時も領収証を 2 つに分けること)

また、介護保険対象外部分を別工事として行うことをケアマネジャーに伝え、理由書等に介護保険対象外工事の具体的な記載をしてもらってください。(完成予定の状況を把握するために記載が必要となります。)

この場合、介護保険対象工事のみで見積書で申請してください。

(3) 単価に税込価格を採用する場合

単価の時点で消費税込みとしても結構です。

(この場合、税込と記載してください。)

※ (1)と(2)は、申請時に記載する改修費用や完了後に発行する領収証の金額に影響します。(工事総額や本人負担総額には影響しません。)

6. 見積書の適正化について

(1) 仮設工事費について

本市においては、第一に介護保険住宅改修の対象項目に無いこと、第二に仮設工事が必要とする改修は比較的大規模なものであり、本制度の趣旨にそぐわないこと等を踏まえ、対象外経費として取り扱います。

尚、仮設工事は付帯工事に含まれませんのでご承知おきください。

(2) 美装経費等について

介護保険住宅改修制度は、引き続き在宅介護をするために必要最低限の改修をするものであり、美装に要する経費は対象外経費として取り扱います。

(3) 養生費について

養生費(諸経費に含む)を計上する場合は、どの部分に対しどのような養生を実施しなければならないかを明記してください。(図の作成や添付写真の余白への記入など)

(4) その他

見積書において、被保険者とその家族、担当ケアマネジャーおよび市の職員が見積書の記載内容を把握できないものに対し、質疑を行った場合は、その都度、専門用語を多用しないように注意しながら、わかりやすい説明をお願いします。

説明の無いものについては、支給対象外経費として取り扱わざるを得なくなります。

介護保険住宅改修の対象工事について

以下、住宅改修の対象判別として利用ください。

また、個々のケースによって下記の注意事項以外にも確認いただかなければならない事項等があることに留意いただきますようお願いいたします。

尚、住宅は個人資産であることから、くれぐれも個人資産の形成に資することが無いようにご留意ください。(最も簡易かつ安価で十分な効果を期待できる住宅改修にしてください。)

住宅リフォームと一体的に本制度を利用した改修をおこなう場合は、資料・説明を求めます。

(事前で認められても、事後状況が事前の説明と違う場合は、支給対象外となります。)

1. 共通事項

(1) 要支援または要介護認定者であること(認定予定含む)

要支援・要介護認定が切れた状態で申請しようとする被保険者もおられます。介護保険者証を確認し、認定期間が有効であることを確認してください。

また、認定申請中の方から相談があるときは、下記に注意いただくようお願いいたします。

- ① 後日通知される認定結果が非該当になった場合、全額自己負担になること
- ② 住宅改修の支給申請は、介護認定を受けてからしかできないこと

(2) 居住している住宅であること(住所を置いていること)

本制度は、住所地と居住地が一致していることが前提となります。このため、隠居等を改修する場合、宅地と住所の番地が一致しているか家族等に確認してください。

後日、宅地と番地が不一致であることが判明した場合、給付費の返還等をおこなっていただくこととなります。

(3) 生活動線上であること

生活動線上であったとしても、宅内の動線を再検討することで問題が解消可能なものは対象外となる可能性があります。

例. 宅内にトイレが2ヶ所あり一方が和式、もう一方が洋式の場合、多少遠くにあったとしても洋式トイレがある以上、和式トイレを洋式化することはできません。このとき、洋式トイレへ行くための手摺の取付けや段差解消等は対象となります。

(4) 理由書に身体状況と家屋の問題点の記述があること

理由書には、引き続き在宅する上での困難な状況や解決すべき課題を明らかにし、改修によってどのように改善されるのかを記述する必要があります。以下確認ポイント

- ① 身体状況、家屋の問題点は明確か
- ② 身体状況と比較して、改修の内容は適切か
- ③ 改修により問題は解決または軽減されるのか
- ④ 引き続き在宅で日常生活を営むにあたって必要なものか
- ⑤ 介護保険制度に合致しているか

2. 手摺の取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するものが対象です。

形状は、縦型、横型、L型等適切なものとし、端部の形状は、衣類の袖を引っ掛けたりしないよう壁側に曲げ込む等危険のないものを検討してください。

介護保険住宅改修の対象工事について

(1) 検討・注意を要するもの(設置個所)

① 階段

生活するうえで必ず2階へ上がらなければならない理由が必要です。尚、家族等の要望・都合を理由としたものは対象になりません。

② 勝手口

住居における主たる出入口である玄関に設置しない理由が必要です。尚、家族等の要望・都合を理由としたものは対象になりません。

③ 借家

大前提として、家主に了解いただくことが必要となります。また、返却時の撤去費用は対象となりませんので、十分に注意してください。

(2) 対象とならないもの

① 紙巻器付き棚手すり

② スライドバー付シャワーフック

③ 装飾の付いた手すり

④ 福祉用具貸与に該当する手すり

⑤ 手すりの老朽化に伴うもの等

3. 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の段差及び玄関から道路までの通路等の段差または傾斜を解消するための工事を対象とし、具体的には敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、床のかさ上げ等が考えられます。

(1) 検討・注意を要するもの(過去の例)

① 段差解消工事に伴い他部分に新たな段差が生じる場合

新たな段差が生じるような改修は、被保険者保護の観点から望ましいものとはいえませんがやむを得ない場合は手摺の取付けと合わせて検討してください。また、改修に伴って発生した新たな段差に関しては本住宅改修の対象とはなりません。

総合的に鑑み、本制度の趣旨に副わない場合は、改修対象になりません。

② 段差解消に伴う既存設備の撤去について

設備の撤去が対象になるのは、その設備が直接的に段差と関係しているかどうかで決まります。

例えば、床上げに伴って既存の扉の下部を一部撤去するといったものは対象になります。(扉を切らないと開閉できなくなる場合等)

しかし、動線上の床上げに伴い動線上に設置されていない不用な便器の撤去などは対象になりません。

③ 浴室をユニットバスに改修し、脱衣所等との段差を解消する場合

浴室のユニットバス改修は、改修上、やむを得ない場合のみ可とします。また、基本的に対象となる箇所はユニットバスの床部分のみとなります。このため、見積書においては、床部分の改修費用がわかる見積もりの提出が必須事項となります。

(厚生労働省:『ユニットバスへの改修自体は対象外ではないが、改修に際しては対象部分の改修費用を明確にしなければならない』)

介護保険住宅改修の対象工事について

また、浴室をユニット化する場合は、『理由書』・『見積書』に必ず浴室をユニット化する旨の記載をおこなってください。記載がない場合は、事後の段階で対象外として決定することがありますのでご注意ください。

④ 浴槽を取り替えて段差解消する場合

浴槽の取替に伴う段差解消は、次の2条件を満たすもののみ対象とします。

A 洗い場と浴槽の縁との高さが従来よりも明確に低くなるもの

B 浴槽の深さが現在設置されている深さより明確に浅くなるもの

どちらか一方しか満たさない場合は、対象になりません。

代替案としては、『洗い場の床上げ』・『浴槽内すのこ(福祉用具)』が考えられます。

また、浴槽改修後も入浴に十分な深さは必要となりますので、ご配慮ください。

(2) 対象とならないもの

- ① 昇降機、リフト、段差解消機器等の動力により床段差を解消する機器を設置する工事
- ② 福祉用具購入に該当する「浴室用すのこ」「浴槽用すのこ」
- ③ 福祉用具貸与に該当するスロープ、踏み台等

4. 床材の変更

居室においては、畳敷から板製床材への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更等が考えられます。

(1) 検討・注意を要するもの(過去の例)

尚、次の場合は注意が必要です。

① 居室の畳をフローリング等に変更する場合

居室の畳をフローリング等にする場合、『畳の縁に躓くことが多い』ことを考慮し、対象としています。

このとき、車いすや歩行器等で屋内を自走するためにフローリング化することは認められません。

また、摩耗を理由とした滑りやすさも対象になりません。

② 浴室の床への改修

元々滑りやすいものであることから新たな床が滑りにくいものであることを明記する必要があります。(見積書において滑りにくい建材であることの記述が必要です。)

このとき、浴室のユニット化を同時に行う場合は、『理由書』・『見積書』に必ず浴室をユニット化することが分かるよう記載してください。記載がない場合は、事後の段階で対象外として決定することがありますのでご注意ください。

③ 居室や廊下の既存フローリングを新しいフローリングにする改修

本市では認めていません。

(2) 対象とならないもの

- ① 車いす等で自室内を自走したいという理由によるもの
- ② ベッドを置くために自室等をフローリングへ改修希望するもの
- ③ 老朽化や破損等した既存フローリングを新たなフローリングに改修希望するもの
- ④ 畳や根太等の老朽化や破損等でフローリング等に改修希望するもの
- ⑤ ユニットバスに改修する合理的な理由が無いもの

介護保険住宅改修の対象工事について

5. 扉の変更について

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替える扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

(1) 検討・注意を要するもの(過去の例)

① ドアノブ(回すものからレバー式へ)の変更

手首の骨折による後遺症・パーキンソン病・その他身体障害等、ノブを回すことが困難であることを理由書に記載する必要があります。

このとき、高齢化に伴う筋力低下や日々の体調変化による一時的な困難さが理由となるものは対象になりません。(体調変化の例:透析後の気怠さ、鬱等による気怠さ)

② 右開き戸から左開き戸または左開き戸から右開き戸への変更等

開閉側への移動な困難な理由を記載してください。開閉側を変更する場合は、身体状況を理由として記載してください。(例.半身麻痺・半身不随等)

③ 引戸を別方式の扉へ改修する場合

引戸は一般的に最も負担が少ない扉であるため、引戸を開き戸にするような改修は認めていません。

しかし、『引戸の立てつけが設置当初から悪く、利用者の力で開けることが困難』といった理由であれば、レールおよびコマの改修に限り認めています。

(経年劣化によるものは認めていません。)

(2) 対象とならないもの

① 扉の老朽化に伴う工事

② 自動ドアとした場合、自動ドア動力部分の設置、費用相当額

扉代についても明確な費用按分がなされた見積書(積算資料含む)が無い場合は支給対象として許可できませんのでご承知おきください。

③ 付属、装飾等の部分

6. 便器の洋式化

和式便器を洋式便器に取り替える工事、既存の洋式便器の位置や向きを変更する工事です。

(1) 検討・注意を要するもの(過去の例)

① 無水洗の和式便器から水洗の洋式便器への改修

水道管の引き込み費用等は支給対象とはなりません、商品として洗浄便座一体型の洋式便器そのものは支給対象となります。(水道管引き込み工事は自己負担)

② 既存の洋式トイレを病状に合った高さの洋式トイレへ改修する場合

福祉用具の補高便座が対象となります。(住宅改修の対象にはなりません。)

③ トイレの移設と和式トイレの洋式化を同時に行う場合

このケースで認められるのは、身体状況により既存の和式トイレを使用することが困難な場合に限られます。

具体的には、屋外トイレへの移動が身体的に困難なケースや、下半身不随等により車椅子での既存トイレへの移動が不可能になった場合が考えられます。

尚、住宅改修をする場合は既存和式の撤去費及び洋式トイレの費用が対象です。

介護保険住宅改修の対象工事について

④ 和式トイレに据置型の洋式トイレを固定する場合

住宅改修ではなく、福祉用具の補高便座として取り扱ってください。

⑤ 屋内に2ヶ所以上利用できるトイレがあり、一方は和式、一方は洋式の場合

屋内に洋式がある場合は、多少離れていても移動可能な距離の場合は、既存の洋式トイレを使用いただきます。

よって、いくら和式トイレが近くにあり、利便性が向上するとしても、和式を洋式化することは認められません。

尚、洋式トイレへの動線上の段差解消および手摺の取付け等は住宅改修の対象となります。

⑥ トイレの洋式化に伴い、設置のために小便所等との扉を壊す場合

洋式便器が既存スペースでは入りきらない、かつ、小便所を通り、大便所に行くという動線の場合のみ可とします。これに当たらない場合は、自費で扉の撤去をしたうえで、トイレの洋式化として申請してください。

⑦ 既存洋式トイレの位置や向きを変更するにあたってトイレを拡張等する工事

自費で拡張してからトイレの位置や向きの移動のみの状態で申請して下さい。

(2) 対象とはならない工事

① トイレの拡張工事

拡張工事については、本制度の対象外なので注意してください。また、上記の改修と一体的に工事をする場合は見積書において明確な面積按分をおこなうなど、十分に注意してください。

(基本的には、支給対象部分のみの改修および申請をおこなうようにしてください。一体的に工事した場合は説明および積算資料を求めます。)

② 洋式便器から洋式便器への取替え

既存の洋式トイレが身体状況に合わない場合は、補高便座で対応してください。

③ 福祉用具購入に該当する「腰掛便座」

和式トイレに被せるタイプの腰掛便座は福祉用具購入の対象となります。

④ 暖房機能や洗浄機能の付加に対する工事

既存の洋式トイレに機能を付加する工事は、全て対象外となります。

⑤ 非水洗の場合の水洗化工事

既存トイレが洋式の場合、本制度は水洗化を目的とはしていないため対象外となります。和式トイレを洋式化する場合、水洗機能の洋式トイレそのものは、一般的に販売されているものの大半が水洗機能搭載型であるいることを鑑み対象となりますが、トイレ本体までの給排水工事は対象外となりますので、ご注意ください。

7. その他、上記住宅改修に付帯して必要となる改修

(1) 手すりを固定するために必要な最低限の壁の下地補強

よくあるケースとしては、手摺予定箇所への木板の取付け

(2) 浴室の床の段差解消に伴う給排水工事(ユニットバスは対象外)

よくあるケースが、浴室床をコンクリートで嵩上げする際の排水口部分の配管の延伸

介護保険住宅改修の対象工事について

- (3) スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
柵と手摺の両機能を有するものが望ましいとされています。
- (4) 床上げに伴う扉の一部切除
- (5) 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
- (6) 便器の取替えに伴う床材の変更(個々のケースにより異なります。)

8. その他注意事項

(1) 事前申請の審査時間について

住宅は個々により構造等が大きく違うことから、事前申請内容を確認するため、それぞれ協議をおこなっています。1件1件に相当な時間を要することから、場合によっては事前承認決定通知の発送までに数週間を要するケースもありますのでご承知おきください。

(2) 着工時に変更が生じた場合

① 受領委任制度

受領委任制度を利用した場合は、事前申請時の見積内容と同様の内容でなければなりませんので、事前申請時に提出した見積書の内容から変更が生じることが判明した場合は、速やかに事前申請からやり直してください。

② 償還払制度の場合

変更の内容にもよりますが、例えば、見積段階で手摺の取付けに補強板を見積もっていたが、無くても取り付け出来たというような変更であれば、そのまま事後申請いただくことも可としています。(ただし、施工金額の内訳の分かる書類(工事内訳書等)の中で変更内容がわかるようにしてください。)

また、L型の手摺を予定していたのだが、当日に被保険者からI型に変更してほしい旨の依頼があるようなケースについては、内容に変更が疑われるため、再度事前からのやり直しが必要となる場合があります。

いずれにしても、市の想定している改修とケアマネジャー等の作成する理由書との間に齟齬が生じる可能性のあるものについては、確認を要しますので、速やかに連絡してください。

(3) 申請日等の日付について

① 事前申請書

事前申請書の申請日は、『①住宅所有者の承諾書の日付』および『②受領委任業者の同意書・見積書の日付』以降であることを確認してください。時系列的に日付の修正が必要なものは、ケアマネジャーを通して連絡します。

② 事後申請と請求書

日付は次の順番になっているか確認してください。

『①事前承認決定通知日』→『②着工日』→『③完了日と写真撮影日』→

『④領収書発行日』→『⑤申請日』→『⑥支給決定通知日』→『⑦請求書の請求日』

時系列的に日付の修正が必要なものは、ケアマネジャーを通して連絡します。

住宅改修における申請資料の注意点

個々のケースによって多少変わってきますが、大まかには次のとおりです。

1. 写真について

(1) 手摺の取り付ける場所の写真について

手摺を取り付ける場所から少し離れて、手摺取り付け場所が平面図のどこにあたるのかわかるように撮影してください。この時、トイレや浴槽および洗面台などが写真の中に写りこんでいるものが望ましいです。(トイレ前に取り付けを希望しているにも関わらず、トイレが写りこんでいないものなどは再度撮影いただくこととなりますので、ご注意ください。)

尚、目標物や目印になるようなものが無い場合には、複数方向から撮影していただき、平面図等に番号等で把握できるよう工夫してください。

また、添付する写真に、長さ・高さ等を表示し、完成イメージがわかるようにしてください。

(2) 段差を解消する場所の写真について

段差を明確に把握するためにも解消希望の場所にメジャーを当てて撮影してください。この時、少し離れたところから撮影した1枚と高低差が確認できる1枚(1枚で場所と高低差の両方が分かれば1枚で結構です。)を提出いただくようお願いいたします。

(3) 床材を変更する場所の写真について

対象部分がすべて写りこむように撮影してください。

このとき、対象箇所の上に敷かれた敷物などは全て撤去してから撮影してください。(タンス等の重たい家具が乗っていて、全てを撤去して撮影することが困難な場合に限り、一部分をめくって撮影したものでも可とします。)

(4) 扉の変更にかかる写真について

扉を半開きの状態にして全体を撮影してください。

(5) 便器の取替にかかる写真について

便器を含むトイレ全体が写るように撮影してください。(便器の蓋は閉めてください。)

2. 領収証について (家族が施工する場合、レシート不可であることを注意してください)

次の基本項目の記載と押印の確認をお願いします。提出は原本を基本とします。

(1) 被保険者の氏名

被保険者名で記載して下さい。(家族の名前や名字のみは不可となります。)

(2) 施工業者の住所

例. 京都府京丹後市峰山町杉谷 691 番地 (番地までしっかりと記入してください)

(3) 施工業者の法人名(事業所名)および代表者氏名

法人名(事業所名)、代表者氏名および代表者印の押印をお願いします。

尚、株式会社の場合、代表者氏名を省略することもできますが、債権者確認のため極力記入いただきますようお願いいたします。(印は、代表者印および法人印を押印ください。)

(4) 領収金額

償還払い: 10 割

受領委任払い: 自己負担相当額(領収日に、必ず負担割合証を確認してください。)

(5) 但し書き

但し書きに『但し、住宅改修費(手摺取付等)として』といった文言を記載してください。

介護保険住宅改修に係る国の通知文（一部抜粋）

老企第 34 号

平成 12 年 1 月 31 日

各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

厚生省老人保健福祉局企画課長

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 7 条第 17 項の規定に基づく「厚生大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」、法第 44 条第 1 項の規定に基づく「厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目」及び法第 45 条第 1 項規定に基づく「厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類」については、平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 93 号、第 94 号及び第 95 号(以下それぞれ「貸与告示」、「購入告示」及び「住宅改修告示」という。)をもって公布され、平成 12 年 4 月 1 日より適用されるところであるが、その内容及び取扱いは別添のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

第 1 福祉用具 省略

第 2 住宅改修

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

(1) 手すりの取付け

住宅改修告示第二号に掲げる「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

なお、貸与告示第 7 項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

(2) 段差の解消

住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、貸与告示第 8 項に掲げる「スロープ」又は購入告示第 3 項第五号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

介護保険住宅改修に係る国の通知文（一部抜粋）

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

住宅改修告示第三号に掲げる「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、居室においては畳数から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

(4) 引き戸等への扉の取替え

住宅改修告示第四号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

住宅改修告示第五号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定される。

ただし、購入告示第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(6) その他住宅改修告示第一号から第五号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。

① 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

② 段差の解消

浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事

③ 床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④ 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤ 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、便器の取替えに伴う床材の変更

介護保険住宅改修に関する事例

事例 #1

～利用者の退院を前提とした住宅改修～

《質問》

利用者は自宅内の廊下で段差につまずき転倒し骨折。現在入院している。

退院の見込みが立ち、自宅での生活に戻ることを予定しているが、下肢筋力の低下により再度転倒の恐れがある。自宅での生活の不安を解消するために、生活動線上の段差を解消したいとの希望あり。

このようなケースで、退院前に住宅改修の工事を行うことは可能か。

《回答》

退院に先立って住環境を整えるために、入院中に住宅改修を行うことは可能ですので、事前申請をおこなってください。

しかしながら、介護保険の住宅改修は「居宅」サービスであるため、たとえ退院を前提にしているも入院中は住宅改修費の支給申請をおこなうことはできません。

このようなケースでは、通常の申請と同じように事前申請を行い、住宅改修の事前承認決定通知が発行されるのを待って住宅改修を行ってください。

事後申請については、利用者が退院・在宅生活に戻ったことを確認した後に行ってください。

住宅改修費については、事後申請にて利用者の退院を確認した後に支給します。この際、転院や死亡等の理由で利用者が在宅に戻らなかった場合は、住宅改修の対象となりません。

また、退院の目途が立たず、事後申請を行えない場合は、ケアマネジャーを通じて長寿福祉課までご連絡ください。(0772-69-0330)

《類似ケース》

※ 施設からの退所の場合

施設に入所している要介護者が居宅へ一時的に戻るような場合(外泊等)には住宅改修の対象となりません。

※ 新規認定申請中および区分変更申請中の場合

新規認定申請・区分変更申請中の利用者宅を改修する場合も同様の手順を踏みます。この場合、事後申請は、認定結果が出たことを確認した後に行ってください。この際、認定結果が非該当となった場合や、新規の認定申請を途中で取り下げた場合は住宅改修の対象となりません。

なお、区分変更申請中または更新認定申請中の対象者の施工が、現在ある認定の有効期間中に行われた場合は認定結果が出る前でも事後申請は可能です。

ですが、支給決定については、認定後でないと申請出来ませんので、支給時期が遅れることにご留意ください。

～やむを得ない事情により改修内容の変更が必要になった場合～

《質問》

手すりの取付け工事の改修内容で事前申請を行い、承認通知も発行されている。改修当日、壁の強度が不足していることが初めて判明したため、補強版の取付けが必要になった。

このように事前申請で提出した見積書に計上されている改修内容を一部変更して行うことは可能か。

《回答》

(1) 償還払制度の場合

安易な変更については不支給という取扱いになりますが、予測し得なかった強度の不足等、見積り段階では予測しえなかった事情により、工事の内容をやむを得ず一部変更する場合には、理由書との整合性を確認するために、担当ケアマネジャーに確認の上、長寿福祉課にご相談ください。

状況を確認の上、当初の改修目的を達成するために必要であると判断できる場合には住宅改修の対象となります。

この場合には、上記の内容を含む工事内訳書等が必要となります。

なお、「発注ミスによる金額の変更等」によるものは、やむを得ない事情とは認められません。事前申請の際に適正な見積書となるよう努めてください。

(2) 受領委任払制度の場合

必ず、事前申請からやり直して下さい。

予測し得なかった強度の不足等、見積り段階では予測しえなかった事情により、工事の内容をやむを得ず一部変更するとはいえ、被保険者及び施工業者間で合意した同意書等は初期のものを基に作られているため、十分な説明と協議をおこなってから再申請してください。

介護保険住宅改修に関する事例

事例 #3

～見積書にない工事を追加で行った場合～

《質問》

居室からトイレまでの廊下に、移動用の手すりを取付ける工事の改修内容で事前申請を行った。改修当日、利用者の希望により、玄関まで延長して欲しいとの希望があり、手すりを追加で設置した。

長寿福祉課に連絡する時間がなかったため、事後申請の際に追加部分の図面・内訳書等を添付して提出する予定。

このように事前申請で提出した見積書に計上されていない工事を、追加で行うことは可能か。

《回答》

利用者の希望による変更であったとしても、このような場合は住宅改修の対象となりません。

あくまでも事前申請の提出書類に記載されている改修内容の承認を行っているので、改修内容を安易に追加することは認められません。

したがって、追加で改修が必要になった場合は、改修する前に別の改修工事として事前申請から手続きを行う必要があります。

《類似ケース》

※ 位置や向きの変更

改修当日、利用者の希望により、使用部材・改修費用に変更はないが、手すりの取付け位置や向きを変更する場合は、担当ケアマネジャーに確認の上、長寿福祉課に御相談ください。

住宅改修は、ケアマネジャー等が作成した理由書を根拠に行われるものですので、利用者の希望による変更でも、理由書に記載されていない目的での改修工事を無断で行った場合は、住宅改修の支給対象になりません。

※ 注意!!

介護保険における住宅改修は、公的な支援です。したがって、その支援を受けるためには本人の希望の他に、その必要性について客観的な判断が必要となります。

客観的な判断を行う役割を果たしているのがケアマネジャーです。

住宅改修の内容を変更する必要がある場合には、改修を行う前に必ず長寿福祉課まで電話等で対応について御相談ください。

介護保険住宅改修に関する事例

事例 #4

～住宅改修で想定していない目的のための改修～

《質問》

利用者・家族より畳敷きの寝室にベッドを設置するために床面をフローリング化したいとの希望あり。

このような目的で床材の変更を行うことは可能か。

《回答》

床材の変更は、「滑りの防止及び移動の円滑化等」という目的で行われる場合に支給対象となります。

したがって、ベッドの設置のためのフローリング化は認められません。

住宅改修は改修種類ごとに目的が定められています。改修の目的が異なると住宅改修の対象とはなりません。

《住宅改修の目的》

手すりの取付け	転倒予防もしくは移動、移乗動作の補助。
段差の解消	段差をスロープにするだけでなく、既存のスロープや階段を緩やかにする工事によって、利用者の移動動作の際の危険の軽減、動作の補助。
床又は通路面の材料の変更	床材を滑りにくいものや、平滑なものにすることによる滑りの防止、移動の円滑化。
扉の取替え	利用者の身体状況に合わせた、開き戸から引き戸への取替え。 扉全体の交換のほかに、ドアノブの変更や戸車の設置等の工事も含まれる。 ただし、自動ドアの場合、動力に関わる部分の費用は除く
便器の取替え	立ち座り動作を容易にするための、和式便器から洋式便器への取替え。